

## 議案第35号

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月21日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、デイサービスセンターの利用対象者、利用料金等について改正するため。

## 石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

石岡市デイサービスセンター条例（平成18年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「午後4時30分」を「午後3時」に改める。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第4項に規定する者で、同法第32条に基づき要支援認定を受けた要支援1及び要支援2のもの
- (2) 本市に住所を有し、65歳以上の者で介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に該当するもの

第12条を次のように改める。

（利用料金の納入）

第12条 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担金は、利用者が別表に定める金額を指定管理者にデイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として納めなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

石岡市デイサービスセンター利用料金（利用者負担金）（単位：円）

利用区分		算定単位	1割負担の者	2割負担の者
介護保険法第7条第4項に規定する者で、同法第32条に基づき要支援認定を受けたもの	要支援1で週1回程度の利用（月4回まで）	1回につき	302	604
	要支援1で月5回以上の利用	1月につき	1,317	2,634
	要支援2で週2回程度の利用（月8回まで）	1回につき	311	622
	要支援2で月9回以上の利用	1月につき	2,701	5,402
本市に住所を有し、65歳以上の者で介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当するもの	週1回程度（月4回まで）の利用	1回につき	302	604
	週1回程度（月5回以上）の利用	1月につき	1,317	2,634
	週2回程度（月8回まで）の利用	1回につき	311	622
	週2回程度（月9回以上）の利用	1月につき	2,701	5,402

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。